

議案第33号

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

上記議案を提出します。

令和6年4月26日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が施行されたことに伴い、条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるもの。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第21条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の長与町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年3月30日

長与町長 吉 田 慎

